

22 契 第3126号

平成23年 3月23日

入札参加資格登録業者各位

会津若松市長 菅 家 一 郎

(公印省略)

(印刷業務の) 入札制度の一部改正について (通知)

時下 ますますご清栄のことと存じます。

本市の公共事業の推進にあたりましては、日頃よりご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

3月11日に発生しました東北地方太平洋沖地震は、東日本の広い地域において深刻な被害をもたらし、現在もなお余震が続いております。

地震による国内の生産、流通面等における機能の低下は、皆様方の事業活動におかれましても、燃料及び資材の調達など様々な面において影響が生じており、一刻も早い事態の収束が待たれるところです。

さて、本市におきましては、この度、下記のとおり印刷業務の入札における最低制限価格の設定水準を改めましたのでお知らせします。

記

1 最低制限価格の設定水準

〔改正前〕

最低制限価格の算定方法は非公表

※予定価格の概ね60パーセント付近に設定

〔改正後〕

最低制限価格の算定方法は非公表

※改正前より十数パーセント引き上げ

〔適用時期〕

平成23年4月1日以後の新たな入札公告及び指名競争入札による入札から適用します。

2 その他の改正事項

別紙のとおり

ご不明な点については、契約検査課までお問い合わせ願います。

事務担当

契約検査課入札契約グループ

電話 0242-39-1212 ファックス 0242-39-1413

別紙

その他の改正事項について

1 指名停止の名称変更等について

本市の公共業務等の入札については、現在、指名競争入札のほか制限付一般競争入札を行っていることから、「会津若松市物品等指名競争入札参加者指名停止基準」における「指名停止」の表現を「入札参加停止」に改めます。

また、取り扱いを明確化するため、現在、工事と物品等に分かれている指名停止基準を「会津若松市工事等入札参加停止措置基準」に統合します。

〔適用時期〕

改正後の基準は、平成 23 年 4 月 1 日から施行します。

2 契約保証金の端数処理の取り扱い変更について

本市の契約保証金については、契約代金の額の 100 分の 10 以上としています。

契約保証金の算定における端数処理の取り扱いについて、本年 4 月 1 日以後に締結する契約から次のとおり改めます。

〔改正前〕

契約保証金の算定において 1 円未満の端数が生じた場合には当該端数を切り上げる。

【計算例】

契約代金の額 3,159,999 円
契約保証金 3,159,999 円 $\times 10/100 = 315,999.\underline{9}$ 円
⇒端数切り上げ 316,000 円

〔改正後〕

契約保証金の算定において 1 円未満の端数が生じた場合には当該端数を切り捨てる。

【計算例】

契約代金の額 3,159,999 円
契約保証金 3,159,999 円 $\times 10/100 = 315,999.\underline{9}$ 円
⇒端数切り捨て 315,999 円